平成２９年（フ）第８４５８号
東京都葛飾区立石２丁目30―11―203
債務者　中山　正子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４６０号
東京都江戸川区松江３丁目５―22―205
債務者　須藤　　好（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４６１号
東京都足立区東和３丁目５－６－202
債務者　桐生　夏美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４６５号
東京都江東区辰巳１丁目９―58―301
債務者　秋山　由美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４６６号
東京都練馬区大泉学園町７丁目６－４－202
債務者　斉藤　尚美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４７５号
東京都品川区大井３丁目18―17―502
債務者　井上　　章
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４８３号
東京都東大和市芋窪６丁目1379－９
債務者　下條美代子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４８５号
東京都北区王子２丁目15―６　矢部方
債務者　君和田由美子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４８６号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷東７丁目22―21―203
債務者　大原　　魁
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４８７号
東京都江戸川区中央２丁目34―８　コスモ―Ｋ．Ｏ．205
債務者　榊原　愛華（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４８９号
神奈川県川崎市川崎区富士見２丁目４―12―205
債務者　幸　　大介
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４９０号
東京都東大和市桜が丘４丁目336―１―102
債務者　佐藤　　翔
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４９２号
東京都世田谷区北烏山１―34―９―101、住民票上の住所東京都世田谷区南烏山３丁目11―19―408
債務者　大城戸　慧
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４９３号
埼玉県さいたま市南区白幡２丁目９－７　小泉ビルⅢ203
債務者　加賀　睦美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５７３号
神奈川県大和市桜森２丁目24番３号　レーゲンボーグⅡ201
債務者　小林　一志
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地329第２三和コーポ102号、前住所東京都八王子市諏訪町143番地　グリーンハイツ・モリ301号
債務者　鈴木　一彦
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部